

建設現場における労働災害損失コストの計測

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 正会員 高木元也

1 はじめに

GDPの約1割を占めわが国の基幹産業である建設業は労働災害が多く、厚生労働省第11次労働災害防止計画(計画年度:平成20年度~平成24年度)では災害多発業種に指定されている。また、同計画では中小規模事業場の安全衛生確保は重点課題に掲げられ、企業数の殆どを中小企業が占める建設業においては「中小建設会社」の労働災害防止は喫緊の課題である。重点対策には中小建設会社の自主的な安全活動を促進させるための施策が講じられているが、建設投資が減少し厳しい経営状況下にある中小建設会社の多くは、目先の利益を優先させ自主的な安全活動は困難を余儀なくされている。自主的な安全活動の促進には企業経営者の安全意識向上が不可欠であるが、このためには企業経営者に対し労働災害損失が企業経営に及ぼす影響の大きさを示すことが有効である。そこで、今回、建設現場の労働災害損失コストの計測手法の構築した。

本稿ではその概要を紹介する。

2 諸外国での関連する取組み

まず、諸外国の労働災害損失コストの計測に関わる取組みを概観してみる。

デンマークでは、2001年、労働災害コスト分析(SACA)プロジェクトチームが、デンマーク労働環境局の資金援助の基で、企業における労働災害コストの評価手法の開発と、それをを用いた労働災害損失コストの実測を試みている。3業種各9企業で発生した計27件の労働災害を対象に労働災害コスト分析法を用いて解析した結果、①災害コストの大きさは企業によって異なる。賃金制度、安全衛生管理体制、生産プロセスの脆弱性によって変わる。小企業は大企業に対し相対的に労働災害コストが大きい、②経理上現れてこない隠れた災害コストは、全災害コストの平均35%を占めた、③災害コスト情報は予算管理や経営管理プロセスに活用される可能性がある等を示している。

欧州安全衛生機構は、2002年、①労働災害の経済的損失の多くは、災害発生後の経営管理活動、企業のイメージダメージ等、隠れていたり貨幣価値が決まらなかつたりする、②労働災害(及び労働災害の予防)は、

従業員の健康(傷害等)と企業の業績(例えば企業イメージへの悪影響)に同時に悪影響を与え、労働災害の社会経済的コストの計測を試みている。

英国 Health & Safety Executive (HSE)は、労働災害損失コストは、経理上現れてこないものの方がはるかに大きく、事業場の労働災害リスクを低減することはコスト削減効果が大きいとし、労働災害損失コストの算出方法を示したリーフレットを作成し無料配布している。このリーフレットには経理上現れてこない労働災害損失としてどのようなものがあるのか、さらに、それら損失コストの算出手順等が掲載されている。

米国 Occupational safety and Health Administration (OSHA) のホームページからは労働災害損失コストが算出できるアプリケーションソフトがダウンロードできる。

このように、諸外国では中小企業の安全意識向上を目的に、行政施策として、労働災害損失コストの計測に関わる様々な取組みが行われている。

3 労働災害損失項目の設定

1) 労働災害損失コストの計測対象

計測の対象とする労働災害損失コストは、「労働災害に起因する直接的・間接的な企業の支出増・負担増」とし、元請会社、及び労働災害に関わった下請会社の損失総額を当該労働災害に伴う損失コストとする。

2) 労働災害損失項目等の設定等

既往文献調査、大手総合建設会社へのヒアリング調査に基づき、以下のとおり建設現場の労働災害損失項目、損失コスト算定方法等を設定した(表1)。

4 労働災害損失事例調査

設定した建設現場の労働災害損失項目の検証等を目的に、総合建設会社A社の研究協力の下、A社で発生した労働災害を対象に、労働災害に伴い発生した企業の損失コストを計測した。

調査方法は、A社の損失についてはA社の現場所長、支店の安全担当責任者に対するヒアリング調査を実施し、一方、下請会社の損失については、被災者が所属する下請会社はもとより関係する全ての下請会社を対象に、A社を通じ調査票を配布し回答を得た。労働災

表1 建設現場における労働災害損失項目

A. 直接的損失 (建設業者の直接支出)	
(1) 支払保険料の増額分	
(2) 会社上積補償 (会社規定に基づく補償費等) 療養補償費/休業補償費/付加休業補償費/障害補償費/遺族補償費/葬祭料/弔慰金/移送費/入院中雑費/傷病見舞金/退職金割増額/諸貸金の弁済減免額/給付制限による会社負担/対物補償費/保険金一式/その他	
(3) 訴訟関係費用 (会社規定によらないもの) 民事損害賠償額 (逸失利益、慰謝料等) /示談金/付随費用/その他	
(4) 建物等の物的損失 建物/付属設備/施工中の建造物/仮設構造物/機械/器具/工具/付属品/資材類/その他	
(5) 現場の生産性に関する損失 遅延回避のための損失/遅延による損失 (人件費、現場管理費、遅延違約金等) /その他	
(6) その他の損失 通信交通費、官庁関係費、地域対策費、その他	
B. 間接的損失	
(1) 被災者の稼働能力喪失等に伴う所属会社の損失 当日の損失額/休業中の損失額/労働時間中の損失額/死亡または障害が残った場合の損失額/その他	
(2) 工事関係者 (被災者以外) の不働賃金 救援・連絡・介添のための不働賃金/作業手待ちによる不働賃金/原因調査・記録のための不働賃金/現場の整理・復旧のための不働賃金/見舞・付添のための不働賃金/葬儀・会葬のための不働賃金/安全教育等のための不働賃金/役所立会のための不働賃金/その他	
(3) 営業活動に関する損失 指名停止による損失額/その他	

害損失コストの算定結果の概要を以下に示す。

【事例(コンクリート圧送作業中の激突され災害)】

- a. 労働災害発生状況：コンクリートの圧送作業中、先行の水送りが配管の筒先付近まできた時、配管内にあった最終水送り用スポンジと水送り用ホースが突然前方に飛び出し、ホースの前方約 5m付近にいた被災者 2 名を直撃した。
- b. 被災状況
 - ・被災者 A：①傷病名及び災害の程度：死亡
 - ・被災者 B：①傷病名及び程度：第 1 胸椎右横突起骨折、②休業日数：372 日
- c. 被災者の概要
 - ・被災者 A：①年齢 (被災当時)：20 歳、②性別：男、③職種：左官工、④経験年数 (被災当時)：8 ヶ月、⑤雇入会社：下請会社 (1 次)
 - ・被災者 B：①年齢 (被災当時)：54 歳、②性別：男、③職種：左官工、④経験年数 (被災当時)：15 年、⑤雇入会社：下請会社 (1 次)
- d. 災害による影響

①工事の中断・遅延日数：中断 15 日、②指名停止処分：62 日間

e. 損失コスト算定結果

直接的損失は元請会社の示談金 (7,000 万円) や、建物等の物的損失 (人件費・交通整理員他 1,911 万円)、1 次下請会社 (被災者所属会社) のその他の損失 (220 万円：事故処理人件費 120 万円、事故処理諸経費 50 万円、通信交通費 50 万円) が主な損失となっている (表 2)。また、間接的損失は下請会社 (被災者所属会社) の被災者の稼働能力喪失等に伴う損失 5,980 万円が主な損失となっている。

表2 損失コスト計測結果

単位：万円	元請	下請	合計
労災保険料増額	1,269	0	1,269
会社上積補償 1 (弔慰金、疾病見舞金)	100	0	100
会社上積補償 2 (休業補償費、移送費、入院中雑貨)	0	45	45
訴訟関係費 1 (示談金)	7,000	0	7,000
訴訟関係費 2 (付随属費用)	100	0	100
建物等の物的損失 1 (機械、器具、工具、付属品等)	440	0	440
建物等の物的損失 2 (資材類)	233	0	233
建物等の物的損失 3 (リース延滞料)	173	0	173
建物等の物的損失 4 (その他：人件費・交通整理員他)	1,911	0	1,911
現場の生産性に関する損失 (遅延回避のための損失)	5	5	10
その他の損失 (通信費等)	350	220	570
被災者の稼働能力喪失等に伴う所属会社の損失	0	5,980	5,980
工事関係者 (被災者以外) の不働賃金 1 (作業手待ち)	139	395	534
工事関係者 (被災者以外) の不働賃金 (上記以外)	92	235	327
合計	11,812	6,880	18,692

5 おわりに

今後は、中小建設会社を会員とする建設産業団体との連携等によりこの計測手法を普及させ、中小建設会社の経営者の安全意識向上を図っていきたい。